

東北福祉カレッジ

The northeast welfare college

精神科訪問看護基本療養費算定要件研修
(通学課程)

学 則

School regulation

1 開講目的

1. 医療・介護・障害福祉分野における教育機関を設置することは、医療、介護、障害福祉に関する専門的な知識を有する優秀な人材を育成するとともに、当カレッジの設置は人材養成を通して地域で安心して住み続けることができる環境整備に寄与することを目的とする。
2. 社会活動と知識、教養の向上ならびに日常の就業体制を支援することにつながり、当カレッジの設置は社会全体の好循環を生む架け橋となることを目的とする。
3. 社会貢献を目指す良質な人材が社会活動を安心して継続するためにも、公的な資格を習得することは、更に安定的な生活水準を確保することにつながり、当カレッジの設置は雇用安定を推進することを目的とする。
4. 精神保健福祉の動向や精神科訪問看護の報酬を詳しく解説し、精神保健師、看護師、作業療法士の有資格者には、精神科訪問看護基本療養費(I)(II)(III)(IV)算定要件となる修了証を発行する。また、准看護師の有資格者には、精神科訪問看護基本療養費(I)(III)(IV)算定要件となる修了証を発行する。

2 研修授業の名称及び課程

名 称:東北福祉カレッジ 精神科訪問看護基本療養費算定要件コース

課 程:精神科訪問看護基本療養費算定要件研修(通学授業)

3 場 所

宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-18

宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2

宮城県仙台市太白区茂ヶ崎 3-11-10

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町中 3 番地 4

4 研修期間・年間の開講時期・研修時間数等

精神科訪問看護基本療養費算定要件研修

講義名	講義内容	到達目標	厚生労働省が示す研修項目 (令2保医発0305第4)
精神科訪問看護の実践① ・日常生活の援助 ・利用者との信頼関係構築、対人関係の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・再発を予防しQOLを高める支援を行う ・家族への支援 ・セルフケア能力を育む ・自己決定の援助 ・利用者のペース+D3:D9を尊重する ・利用者の言葉を含め受け入れ傾聴する ・一貫して信頼できる存在であることを示す ・精神科訪問看護の基礎的な留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科訪問看護の現状を理解する。 ・精神科訪問看護のサービス提供まで流れを理解する。 ・精神科訪問看護における日常生活の援助のあり方について理解する。 ・精神科訪問看護での利用者との信頼関係構築・対人援助の方法について理解する。 ・精神科訪問看護を行う際の基礎的な留意点を理解する。 	(オ)利用者との信頼関係構築、対人関係の援助 (カ)日常生活の援助
精神科訪問看護の実践② ・症状悪化の早期発見 ・危機介入・医療継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の疾患を有する者に関するアセスメント ・精神障がい者への対応における留意 ・利用者の生活史や入院歴、現在の病状や服薬の状況等について情報収集し、変化に対応する ・医療継続の動機づけや主治医との関係性を把握し、助言する ・悪化の兆候をアセスメントし対処行動を共有する ・早めに危機介入のタイミングを検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科訪問看護における、症状悪化の早期発見や危機介入の状況を理解でき、医療継続への支援方法を理解する。 	(ア)精神疾患を有する者に関するアセスメント (イ)病状悪化の早期発見・危機介入 (エ)医療継続の支援
精神科リハビリテーションの概念と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動参加への支援・多職種との役割の理解と連携について ・精神科リハビリテーションの概念と取り組み状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科リハビリテーションの概念と実際を理解する。 ・地域における多職種との連携を深められるよう現状を理解する。 	(キ)多職種との連携
精神障がい者の理解・精神科疾患における薬物療法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患について ・薬の作用・効果、副作用について ・利用者に合わせて服用方法などへの支援(精神科薬物療法に関する援助) ・多職種との連携について 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の疾患 ・精神症状の基本的知識を理解する。 ・基礎的な知識としての薬物療法・服薬管理・副作用の留意点を理解する。 	(ウ)精神科薬物療法に関する援助 (キ)多職種との連携
保健・医療サービス提供システム	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療体制について ・精神保健医療福祉制度の現状と動向 ・地域の中での精神保健医療体制のあり方について ・多職種との連携について 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療体制について理解する。 ・精神保健医療福祉制度の現状と動向を理解する。 ・利用者・家族を地域で支えるための社会資源や利用可能な制度の活用について理解する。 ・相談できるネットワークを構築する。 	(キ)多職種との連携
精神科訪問看護の理解とアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の現状 ・精神科訪問看護を取り巻く状況や関連する制度 ・精神科訪問看護の効果 ・多職種との連携について ・精神科疾患を有する者に関するアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科訪問看護を取り巻く状況や歴史、背景を知ることができる。 ・精神科訪問看護の目的を理解することができる。 	(キ)多職種との連携 (ク)GAF尺度による利用者の状態の評価方法
看護職のGAF評価	<ul style="list-style-type: none"> ・GAF評価の仕組みとポイント ・GAF尺度による利用者の状態評価 	GAF尺度によって利用者を評価できる。	(ク)GAF尺度による利用者の状態の評価方法

年間の開講時期

① 令和3年1月1日～1月31日：定員：50名

② 令和3年3月1日～3月31日：定員：50名

(留意事項)

※新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、1日目から3日目までは、やむえずオンライン研修に変更する場合があります。

5 受講定員

1回50名 計3回 年間150名

但し、通学課程に関しては開講2週間前までに8名以上の入所希望がない場合開講しないことがある。

6 受講対象者

1. 精神保健師、看護師、作業療法士の保有資格者で訪問看護ステーションに従事されている方又は医療関係従事者の方

7 講師氏名

号	名前	所属	略歴・業績	保有資格
1	庄司 八代子	東北福祉カレッジ	訪問看護ステーション、 相談支援事業所、施設 管理者	看護師・介護支援専門員 相談支援専門員
2	沼倉 斉子	東北福祉カレッジ	訪問看護ステーション、 施設管理者	看護師、介護福祉士、介護支援専 門員
3	佐藤 富美江	東北福祉カレッジ	産業カウンセラー	看護師
4	横山 悦子	東北福祉カレッジ	訪問看護ステーション	看護師
5	若井 晃	東北福祉カレッジ	リハビリテーション科、施 設管理者	理学療法士・柔道整復師介護支援 専門員

8 募集要項

① 募集期間

開講する実施月の約1か月前より開催日の5日前までを募集期間とする。

- ① 1月コース 令和2年10月1日～令和2年12月31日：定員50名
- ② 3月コース 令和3年1月31日～令和3年2月28日：定員50名

② 募集方法

新聞、インターネット等による募集及び施設などへの案内により開講を告知する。

URL <http://www.tohoku-fukushi.com>

③ 受講手続の方法

1. 受講申込書を送付またはFAXしていただく。
2. 申込者に対して受講確認書を送付。受講料振込の案内、開講式の案内を書面にて通知（8日以内電話での解約があった場合、申込解除とし、クーリングオフができる。）する。
3. 本人確認のため証明書（免許書、健康保険証の写し、資格証明書）を添付すること。
4. 受講振込完了後にテキスト、課題集、受講証を配布、これをもって受講手続完了とする。

9 授業料、演習など

- ① 入所料・演習費 0円
- ② 受講料(※教材費、課題集、修了証書一式含む)

基礎又は実践課程のみ	20,000 円	22,000 円(税込み)
------------	----------	---------------

10 評価及び養成課程・指導方法

通学課程

- 1. カリキュラムの全日程を修了した者

11 研修欠席者および補講の取り扱い

- 1. 通学授業欠席の場合、他日程に振替することができる。その際は、事前に事務局に申し出ることにする。
- 2. 万が一振替出席が不可能な場合、個別補講講義を実施する。その際には 1 時間当たり 3,000 円を別途徴収する。

12 欠席・早退・遅刻

欠席・遅刻・早退時は必ず事前に連絡をすること。原則、早退・遅刻は認めず欠席扱いとなる。

13 休学・復学・退学

休学・復学・退学をする場合、その旨を記載した書類を提出し許可をえなければならない。

14 受講の取り消し

下記に該当する者は退学を言い渡す場合がある。

遅刻、早退、無断欠席を繰り返す場合。

施設の秩序や、研修環境を乱す、又はその恐れがある場合。

故意に物品等を破損または持ち出し等をした場合。

そのほか、受講継続が困難だと判断された場合。

15 修了書の交付

- 1. すべての通学課程の出席状況、カリキュラムの全日程を修了した者に対して、修了証書

および携帯用修了証明書を発行する。

2. 修了者の名簿は5年間保存し、東北厚生局の照会の求めがあった場合には修了者名簿を随時報告する。

16 休業日(面接授業)

中止の判断については、(天災ならびに公共機関の遅延が大幅に予想される場合)校長の判断にて通知することとする

17 研修期間

(1)

原則として1月以内に修了することとする。ただし、地域の実情等によりやむを得ない場合については、2月の範囲内で修了するものとして差し支えない。

18 使用教材

中央法規 精神科訪問看護テキスト

利用者と家族の地域生活を支えるために(2,750円税別 受講料込)

19 受講手続 受講申込の手続方法

- (1) FAX022-281-8617 東北福祉カレッジ宛

20 事業者の名称、所在地

名 称 株式会社中川

所在地 〒980-0003 仙台市青葉区小田原 4-2-18

21 研修事業執行担当部署

東北福祉カレッジ 指導監査課

運営本部(事務局) 東北福祉カレッジ

所在地 宮城県仙台市青葉区小田原 4-2-50-2

22 苦情対応部署

研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情及事故が生じた場合

には迅速に対応する。

苦情対応部署:事務局長 池田幸恵 電話 022-256-1931

23 その他留意事項

1. 事業実施により知り得た受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。
2. 受講者などが実習などで知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。

附則 この学則は、令和2年10月1日より施行する。

添付資料

精神科訪問看護基本療養費算定要件研修

日程	時間数	講義名	講義内容	到達目標	厚生労働省が示す研修項目 (令2保医発0305第4)
1日	9:30~10:30 10:35~11:35 11:40~12:40	精神科訪問看護の実際① ・日常生活の援助 ・利用者との信頼関係構築、対人関係の援助	<ul style="list-style-type: none"> ・再発を予防しQOLを高める支援を行う ・家族への支援 ・セルフケア能力を育む ・自己決定の援助 ・利用者のペース+DRDQを尊重する ・利用者の言葉をありのまま受け入れ傾聴する ・一貫して信頼できる存在であることを示す ・精神科訪問看護の基礎的な留意点 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科訪問看護の現状を理解する。 ・精神科訪問看護のサービス提供まで流れを理解する。 ・精神科訪問看護における日常生活の援助のあり方について理解する。 ・精神科訪問看護での利用者との信頼関係構築、対人援助の方法について理解する。 ・精神科訪問看護を行う際の基礎的な留意点を理解する。 	(イ)利用者との信頼関係構築、対人関係の援助 (カ)日常生活の援助
	13:40~14:40 14:45~15:45 15:50~16:50	精神科訪問看護の実際② ・症状悪化の早期発見 ・危機介入・医療継続の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の疾患を有する者に関するアセスメント ・精神障がい者への対応における留意 ・利用者の生活史や入院歴、現在の病状や服薬の状況等について情報収集し、変化に対応する ・医療継続の動機づけや主治医との関係性を把握し、助言する ・悪化の兆候をアセスメントし対処行動を共有する ・早めに危機介入のタイミングを検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科訪問看護における、症状悪化の早期発見や危機介入の状況を理解でき、医療継続への支援方法を理解する。 	(ア)精神疾患を有する者に関するアセスメント (イ)病状悪化の早期発見・危機介入 (ニ)医療継続の支援
2日	9:30~10:30 10:35~11:35	精神科リハビリテーションの概念と実際	<ul style="list-style-type: none"> ・社会活動参加への支援・多職種との役割の理解と連携について ・精神科リハビリテーションの概念と取り巻く状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科リハビリテーションの概念と実際を理解する。 ・地域における多職種との連携を深められるよう現状を理解する。 	(キ)多職種との連携
	11:40~12:40 13:40~15:40	精神障がい者の理解・精神科疾患における薬物療法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患について ・薬の作用・効果、副作用について ・利用者に合わせて服用方法などへの支援(精神科薬物療法に関する援助) ・多職種との連携について 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の疾患 ・精神症状の基本的知識を理解する。 ・基礎的な知識としての薬物療法・服薬管理・副作用の留意点を理解する。 	(ク)精神科薬物療法に関する援助 (キ)多職種との連携
	15:45~16:45 16:50~18:50	保健・医療サービス提供システム	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療体制について ・精神保健医療福祉制度の現状と動向 ・地域の中での精神保健医療体制のあり方について ・多職種との連携について 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健医療体制について理解する。 ・精神保健医療福祉制度の現状と動向を理解する。 ・利用者・家族を地域で支えるための社会資源や利用可能な制度の活用について理解する。 ・相談できるネットワークを構築する。 	(キ)多職種との連携
3日	9:30~10:30 10:35~11:35 11:40~12:40	精神科訪問看護の理解とアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の現状 ・精神科訪問看護を取り巻く状況や関連する制度 ・精神科訪問看護の効果 ・多職種との連携について ・精神科疾患を有する者に関するアセスメント 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科訪問看護を取り巻く状況や歴史、背景を知ることができる。 ・精神科訪問看護の目的を理解することができる。 	(キ)多職種との連携 (ク)GAF尺度による利用者の状態の評価方法
	13:40~14:40 14:45~15:45 15:50~16:50	看護職のGAF評価	<ul style="list-style-type: none"> ・GAF評価の仕組みとポイント ・GAF尺度による利用者の状態評価 	GAF尺度によって利用者を評価できる。	(ク)GAF尺度による利用者の状態の評価方法
	20時間				

様式第3号

第

号

修了証書

氏名

生年月日 年 月 日 生

あなたは、厚生労働大臣の定めるところにより当該研修事業者が東北厚生局の許可を受けて行う精神科訪問看護基本療養費算定要件研修【精神科訪問看護基本療養費(I)(II)(III)(IV)算定要件】を修了したことを証します。

年 月 日

株式会社 東北福祉カレッジ
代表取締役 中川 裕章